

使用済み核燃料再処理工場の安全管理の徹底等に係る要望書（最終案）

青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場が本格稼働に向けたアクティブ試験が平成18年3月31日に開始されてから、6年が経過しようとする中、岩手県議会に対し、県民から「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願」及び「岩手県・国土を六ヶ所再処理工場の放射能汚染から守ることについての請願」が提出されました。

これら請願については、環境福祉委員会に付託され、事実関係の確認、現地調査等、慎重に審査を行い、現行の諸制度及び各種技術等に基づき、同工場から排出される放射性物質の安全基準並びに耐震安全性は確保されているものの、採決の結果、岩手県民が安心して暮らせるよう、六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理を徹底し、万が一にでも環境中に漏出させて岩手県民の生命と暮らしを脅かすことのないように、最悪の事態を想定し、その防護策を講じるよう採択したところであり、県議会としても、環境福祉委員長の報告のとおり議決されたところであります。

つきましては、同工場の安全管理、危機管理の徹底はもちろんのこと、県民に対する十分な説明責任を一層果たされ、県民が安心して暮らせる社会の構築に向けて、万が一にも影響が及ばないように、最大の努力を傾注されますよう要望いたします。

平成24年7月 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 川 井 吉 彦 様

岩手県議会議員 賛同者連名